別記様式第１号

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

令和７年７月２日作成

法　令　等　名	古物営業法
根　拠　条　項	第３条
処 分 の 概 要	古物商の許可
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	古物営業法 　第４条（許可の基準）、 　第５条第１項（許可の手続） 古物営業法施行規則 　第１条（暴力的不良行為その他の罪に当たる行為）、 　第１条の２（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）、 　第１条の３（許可の申請）、 　第２条（古物の区分）
審　査　基　準	古物営業法第４条各号の欠格要件には該当しないなど、古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間	40日
申　請　先	営業所（営業所のないときは住所又は居所）の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係（ただし、防犯保安係が未設置の警察署にあっては生活安全係）及び生活安全刑事課生活安全係
問 い 合 わ せ 先	営業所（営業所のないときは住所又は居所）の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係（ただし、防犯保安係が未設置の警察署にあっては生活安全係）及び生活安全刑事課生活安全係
備　考	